（別紙５－２）

不正受給に関与した社会保険労務士又は代理人

（問い合わせ先）
奈良労働局職業安定部
職業対策課助成金センター
電話　０７４２－３５－６３３６

公表日	氏名	事務所の名称	所在地	助成金の名称	不支給決定日又は支給を取り消した日	不正受給を理由とする返還を命じた額	返還状況	不正の内容
令和8年9月4日	増田　賢二	増田社会保険労務士事務所	大阪市中央区南本町２－３－12 EDGE本町３１８号	キャリアアップ助成金 正社員化コース	令和8年9月4日	0	未然防止	奈良労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、本来助成金の対象外にも関わらず、既に正社員雇用されている者を正社員化の対象者であるかのように装って虚偽の申請を行ったもの。
令和8年10月8日	安東　大希	安東社会保険労務士事務所	大阪府大東市曙町３－25	キャリアアップ助成金　正社員化コース	令和8年10月8日	0	未然防止	奈良労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、本来助成金の対象外にも関わらず、既に退職済の者を正社員として雇用しているように装って虚偽の申請を行ったもの。
令和8年11月25日	芦田　哲二	社会保険労務士法人　クレディ	兵庫県神戸市中央区橘通４－１－27 ビバリーハウス神戸102	キャリアアップ助成金　正社員化コース	令和8年11月25日	0	未然防止	奈良労働局管内の事業所1社にかかる当該助成金の支給申請において、本来助成金の対象外にも関わらず、既に退職済の者を正社員として雇用しているように装って虚偽の申請を行ったもの。